

京都市土砂等による土地の埋立て等に係る周辺関係住民等への周知 等に関する指導要綱

(目的)

第1条

この要綱は、近年の盛土等に寄せられる社会的な関心の高まりと、生活環境の保全及び災害の防止に資するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下、「法」という。)第11条又は第29条に規定する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(以下、「工事」という。)の施行に係る土地の周辺地域の住民への周知に関する具体的な事項を定め、関係者が相互の立場を尊重し、誠意をもって協力するよう努めることにより、紛争を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条

この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(以下「令」という。)の例による。

2 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業主 法第12条又は第30条の規定による許可(令第23条各号又は令第25条第2項各号の規模の工事に限る。)を受けようとする者をいう。

(2) 周辺関係住民等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 工事をする土地(土地の形質の変更を行う土地)及び工事に関連する土地(土地の形質の変更を行わない土地を含み、工事に関連して一体的に利用する土地)(以下「施行区域」という。)に隣接する土地の所有者並びに建築物の所有者及び占有者

イ アに規定する者を構成員として有する町内会、自治会の代表者

ウ 施行区域の下流域の土砂災害警戒区域(土石流)内の土地の所有者並びに建築物の所有者及び占有者

エ ウに規定する範囲内に居住する構成員を有する町内会、自治会の代表者

オ 当該許可に伴う工事運搬車両の通行により、児童等の通学時の安全等に

著しい影響が生じる通学路に面する土地の所有者並びに建築物の所有者及び占有者

カ オに係る通学路の道路管理者、交通管理者、学校代表者

キ オに規定する範囲内に居住する構成員を有する町内会、自治会の代表者

ク その他市長が適当と認める者

(3) 関係者 事業主及び周辺関係住民等をいう。

(関係者による相互協力等)

第3条 事業主は、工事の計画の策定に当たっては、周辺関係住民等に対して誠意を持って対応するとともに、周辺地域の環境に十分に配慮し、周辺関係住民等の安全の確保に努めること。

2 周辺関係住民等は、事業主から工事の計画の内容等について事前の説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めること。

3 関係者は、そのいずれか一方から協議を求められたときは、これに応じるよう努めること。

4 関係者は、必要に応じて前項の協議内容について協定を締結し、相互に遵守するように努めること。

5 関係者は、工事に関連して生じた全ての紛争について、相互の立場を尊重し、誠意を持って自主的に解決するよう努めること。

(周知の方法等の協議)

第4条 事業主は、法第12条又は第30条の規定による許可申請を行おうとするときには、当該申請に係る周辺関係住民等への周知及び説明の方法について、市長と協議すること。

(標識の設置)

第5条 事業主は、工事の概要を周辺関係住民等に周知させるため、次条の周辺関係住民等への説明を行う日の10日前までに、施行区域又はその周辺の見やすい場所に、工事の概要を記載した標識(様式イ)を設置することで、工事の計画に関して積極的に周知するよう努めること。

(周辺関係住民等への説明等)

第6条 事業主は、法第12条又は第30条の規定による許可申請までに、周辺関係住民等に対し、工事の計画について、その内容及び次に掲げる事項を

説明し、周辺関係住民等の理解を得るよう努めること。

- (1) 工事の目的、所在地及び敷地の面積
- (2) 事業主の氏名又は名称
- (3) 工事施行者の氏名又は名称
- (4) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (5) 盛土又は切土の高さ、面積及び土量
- (6) 盛土等その他資材の搬出入に係る計画及び経路
- (7) 工事中の防災対策
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 事業主は、工事の計画について、周辺関係住民等から説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めること。

3 事業主は、前2項に定める説明を行ったときは、速やかにその状況を説明状況報告書（様式ロ）により市長に報告すること。

（計画変更及び事業主変更）

第7条 事業主は、工事の計画又は事業主を変更しようとするときは、変更内容並びに変更内容に係る周辺関係住民等への周知及び説明の方法について協議すること。

2 事業主は、施行区域を含む土地を譲渡又は賃貸する場合は、この要綱に基づき協定した内容等について、譲受人又は賃借人に継承し、これを遵守させるよう努めること。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は開発指導課長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前にした土砂等による土地の埋立て等の計画又は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の計画に係る周辺関係住民等への周知は、

なおその効力を有する。

様式イ（第5条関係）

工 事 の 計 画 に 関 す る 標 識	
工事の目的	
工事を行う場所の所在地及び面積	平方メートル
事業主の氏名又は名称	
工事施行者の氏名	
盛土若しくは切土又は土石の堆積の高さ	メートル
盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
盛土若しくは切土又は土石の堆積の土量	盛土 立方メートル
	切土 立方メートル
工事着手予定年月日	
工事完了予定年月日	

備考1 材質は、風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは、横90センチメートル以上、縦70センチメートル以上

2 「事業主の住所氏名」の欄には、氏名、住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先を記入

様式ロ（第6条関係）

説 明 状 況 報 告 書

(あて先) 京都市長	年 月 日
報告者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名、記名又は署名） 連絡先

京都市土砂等による土地の埋立て等に係る周辺関係住民等への周知等に関する指導要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり報告します。			
位置		面積	m ²
説明の内容	日 時	年 月 日	
		時 ~ 時	
	場 所		
	相 手 方	名	
	説 明 者	名	
	説 明 概 要		
	意 見		
説明資料	回 答		
	配布したもの	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	提示したもの	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「説明の内容」欄に説明の概要を記載し、詳細については議事録を添付してください。